

平成24年11月26日  
国民保護運用室

指定公共機関及び指定地方公共機関等の情報受信機関  
であることの確認手続について

全国瞬時警報システム業務規程（以下「業務規程」という。）第2条第5号、第6号及び第7号で規定する指定公共機関、指定地方公共機関及び災害情報伝達法人（以下「指定公共機関等」という。）を情報受信機関（業務規程第2条の情報受信機関をいう。以下同じ。）と確認するための手続は次のとおりとします。

1. 確認の申請

指定公共機関等が、情報受信機関であることの確認を受けるときは、次に掲げる書類を消防庁国民保護運用室長に提出してください。指定地方公共機関にあっては、当該指定地方公共機関を指定した都道府県を經由して、災害情報伝達法人のうち一の都道府県の区域において事業を営む法人にあっては、当該都道府県を經由して提出してください。

- (1) 別記様式（申請書）
- (2) 当該指定公共機関等の概要に関する書類
- (3) J－A L E R Tの受信設備及びそれに接続するシステムの構成並びに情報セキュリティ対策に関する書類
- (4) 業務規程第4条の規定に基づき消防庁から送信された情報（以下「J－A L E R T情報」という。）の活用方法を示す書類
- (5) 緊急時の連絡体制を示す書類
- (6) 災害情報伝達法人については、(1) から (5) に加え、住民に対する災害情報の伝達に関する公的役割を有することを示す法令、国又は地方公共団体の計画、国又は地方公共団体と当該法人との協定等及び当該役割を果たすための実施計画等

2. 確認の基準

消防庁国民保護運用室長は、必要な書類の提出があった場合において、その内容が次に掲げる基準を満たしている場合に、当該指定公共機関等を情報受信機関と確認するものとします。なお、その後基準を満たさないことが明らかになったときは、当該確認を取り消すことがあります。

- (1) 当該指定公共機関等が J－A L E R T 情報を受信し、活用することが住民の生命、身体及び財産の保護に有益であると認められること。
- (2) J－A L E R T 情報を伝達する手段又は J－A L E R T 情報を活用すべき設備等を有していること。

- (3) J－A L E R Tの受信設備及びJ－A L E R T情報の管理が適切にできること。
- (4) 情報セキュリティが確保されていること。
- (5) J－A L E R T情報を用いて収益事業を行わないこと

### 3. その他

- (1) 指定公共機関等が情報受信機関であることの確認、苦情の受付等の庶務は、消防庁国民保護運用室が行います。
- (2) J－A L E R T情報受信機関（指定公共機関）認定実施要領（平成21年1月6日制定、平成21年12月21日廃止。）に基づき、情報受信機関であるとの認定を受けた指定公共機関は、引き続き情報受信機関と確認されているものとみなします。

別記様式（申請書）

情報受信機関としての確認に係る申請書

年 月 日

総務省消防庁国民保護運用室長 殿

団体名 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

情報受信機関であることの確認手続きに基づき、別添のとおり必要書類を提出し、情報受信機関としての確認を求めます。

<添付書類一覧>

(別添1) \_\_\_\_\_

(別添2) \_\_\_\_\_

(別添3) \_\_\_\_\_

(別添4) \_\_\_\_\_

(別添5) \_\_\_\_\_

(別添6) \_\_\_\_\_

※ 必要に応じて追加すること

※ なお、災害情報伝達法人については別添1から別添5に加え、別添6を提出することとする。